

番号	ページ	提出された意見の概要(要旨)		意見に対する考え方	修正した箇所の有無	意見の採択により修正した箇所											
						修正前	修正後										
1	2	6 目標達成のための指標	2022年の調査だけでなく、前回の2010年の意識調査の結果を入れたほうが分かりやすい。	御意見を踏まえ、前回の意識調査の結果を追記します。	有	<table border="1"> <tr> <td>令和4年度</td> <td>平成22年度</td> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>73.6% (※)</td> <td>67.2% (※1)</td> <td>73.6% (※2)</td> </tr> </table> <p>※令和4年度 人権問題に関する県民意識調査</p>	令和4年度	平成22年度	令和4年度	73.6% (※)	67.2% (※1)	73.6% (※2)	<table border="1"> <tr> <td>平成22年度</td> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>67.2% (※1)</td> <td>73.6% (※2)</td> </tr> </table> <p>※1 平成22年度 人権問題に関する県民意識調査 ※2 令和4年度 人権問題に関する県民意識調査</p>	平成22年度	令和4年度	67.2% (※1)	73.6% (※2)
令和4年度	平成22年度	令和4年度															
73.6% (※)	67.2% (※1)	73.6% (※2)															
平成22年度	令和4年度																
67.2% (※1)	73.6% (※2)																
2	8	(2) こどもたち ア現状と課題	「子どもの権利条約」についてふれてほしい。	御意見を踏まえ、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」について追記します。	有	ア 現状と課題	<p>ア 現状と課題</p> <p>令和5(2023)年4月に施行された「こども基本法」においては、日本国憲法、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の精神にのっとり「次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会」の実現を目指すこととされました。こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体です。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障することで、こども・若者にとっての最善の利益を図ることが求められています。</p> <p>(略)</p> <p>また、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」においても、「すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される。」とされています。</p> <p>児童虐待は子どもの健全な成長を阻害するもので、「児童憲章」</p>										

番号	ページ	提出された意見の概要（要旨）		意見に対する考え方	修正した箇所の有無	意見の採択により修正した箇所	
						修正前	修正後
						章」で保障されている児童の権利を侵害するものです。	や「児童の権利に関する条約」で保障されている児童の権利を侵害するものです。 (略) (キ) 社会的養護を必要とする児童の意見表明支援（児童福祉・青少年課） (ク) こども施策にこども・若者の意見を反映するための意見聴取の実施（生活こども課）
3	9	(2) こどもたち イ施策の方向性	ヤングケアラーの問題について、対策が必要であることを記載してほしい。	御意見を踏まえ、ヤングケアラーに関する現状と対策等を追記します。	有	-	さらに、令和4（2022）年度に行った「群馬県ヤングケアラー実態調査」においては、お世話をしている家族が「いる」とした子どもの割合が、小学6年生5.7%、中学2年生3.7%、高校2年生2.9%となっており、群馬県内にも一定数のヤングケアラーが存在することが確認できており、その支援が新たな課題となっています。 (略) (カ) 相談体制整備等ヤングケアラー支援の充実 (児童福祉・青少年課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)
4	10	(3) 高齢者 ア現状と課題 5行目、8行目	・高齢者人口の説明で、5行目では「2025年75歳以上が59万人」、8行目では「2040年65歳以上が61万人」と記述されており、同じ年齢で比較していないのでわかりづらい。高齢化率もあわせてきちんと数字を出さないと比較できない。	いずれも65歳以上の高齢者の人口となっています。2025年は、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる年、2040年は、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる年という節目の年の高齢者人口（65歳以上）を記載しているものです。高齢者人口が65歳以上人口と分かるように追記します。また、高齢化の進展が明確になるよう、2025年（令和7年）の高齢化率も追記します。	有	ア 現状と課題 本県の総人口は、令和4年（2022年）10月1日現在、約191万人であり、そのうち65歳以上人口は約58万人で、高齢化率は過去最高の30.4%の4人に1人以上が高齢者という状況になっています。 高齢化は、今後も早いスピードで進むと思われ、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年（2025年）には本県の高齢者人口が約59万人になると推計されており、（略）	ア 現状と課題 本県の総人口は、令和4年（2022年）10月1日現在、約191万人であり、そのうち65歳以上人口（高齢者人口）は約58万人で、高齢化率は過去最高の31.0%の4人に1人以上が高齢者という状況になっています 高齢化は、今後も早いスピードで進むと思われ、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年（2025年）には本県の高齢者人口が約59万人、 <u>高齢化率は31.5%</u> になると推計されており、（略）

番号	ページ	提出された意見の概要（要旨）		意見に対する考え方	修正した箇所の有無	意見の採択により修正した箇所	
						修正前	修正後
5	19	(5) 同和問題 ア現状と課題	若い世代の認知度が特に低いとするだけでなく、「知っている」が29.8%、「知らない」が67.9%であったことをきちんと書いた方がよい。内閣府世論調査では、「知っている」とした人が、87.6%にのぼっている。認知度を引き上げる方策が必要である。	御意見を踏まえ、計画の本文を修正します。 ・若い世代の認知度に関する数値を追記 ・内閣府「人権擁護に関する世論調査」の結果を追記	有	特に若い世代の認知度が低いことから、啓発活動や人権教育に継続して取り組んでいく必要があります。	特に18歳から29歳の若い世代において知っている人の割合は女性で36.7%、男性で20%と低くなっています。 また、内閣府が全国を対象に実施した「人権擁護に関する世論調査（※1）」では知っている人の割合は全体で87.6%となっており、県民意識調査の結果と乖離があることから、啓発活動や人権教育に継続して取り組んでいく必要があります。 (略) ※1 人権擁護に関する世論調査内閣府が令和4年に実施した世論調査。対象は全国の18歳以上の日本国籍を有する者3,000人。
6	若い世代の認知度が特に低いとするだけでなく、結果の数値を書く方がよい。2022年の内閣府世論調査の結果と比較しても低かったことを記載すべき。						
7	19	(5) 同和問題 イ施策の方向性（オ）	えせ同和行為はこれまでの同和教育の成果を台無しにし、被差別部落の人たちへの偏見をより深刻化させる行為であることを明記してほしい。	御意見を踏まえ、「えせ同和行為」の注記に、「同和地区の人たちへの偏見をより深刻化させるもの。」の文言を追加します。	有	※1 えせ同和行為「えせ（似非）」とは「似てはいるが、実は本物ではないこと」という意味で、「同和問題はこわい問題であり、できれば避けたい」という誤った意識がなお根強く残っていることを悪用し、同和問題を口実にして企業や官公署などに不当な利益や義務なきことを求める行為。	※2 えせ同和行為「えせ（似非）」とは「似てはいるが、実は本物ではないこと」という意味で、「同和問題はこわい問題であり、できれば避けたい」という誤った意識がなお根強く残っていることを悪用し、同和問題を口実にして企業や官公署などに不当な利益や義務なきことを求める行為。同和地区の人たちへの偏見をより深刻化させるもの。
8							
9	20	(5) 同和問題 イ施策の方向性（キ）	事業主だけでなく、高校生・大学生・求職者への周知徹底も必要である。	御意見を踏まえ、施策の方向性（キ）について、「事業主や求職者へ向けた公正な採用選考の周知徹底」に修正します。なお、求職者には高校生を含んでいます。	有	(キ) 事業主へ向けた公正な採用選考の周知徹底（労働政策課）	(キ) 事業主や求職者へ向けた公正な採用選考の周知徹底（労働政策課、高校教育課）
10							
11	素案の概要	素案の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的な考え方で計画期間令和6年度から令和15年度まで10年間とあるが長すぎる。せめて5年とすべき。</li> <li>数値目標について、目標値80%とあるがあくまで目標は100%にすべき。</li> <li>性的少数者の人たち、刑を終えて出所した人たち、北朝鮮による拉致被害者が新しく重要課題に加わったがまだ他にもあるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行計画には期間の定めはありませんが、人権課題が目まぐるしく変化する状況を踏まえ、2次計画では一定期間が経過した後に見直す（＝計画期間を設ける）ことにしました。多くの人権課題で5か年計画等に基づき施策を推進している点を考慮し、施策の方向性を示すことが目的の当計画の期間については10年としました。</li> <li>目標数値は、県民意識調査における数値の推移（2010年度調査：67.2%→2022年度調査：73.6%）を踏まえ決定したものです。</li> <li>今後も人権を取り巻く状況を注視し、計画の見直しのタイミングで、重要課題の追加等を検討して参ります。</li> </ul>	無		

番号	ページ	提出された意見の概要（要旨）	意見に対する考え方	修正した箇所の有無	意見の採択により修正した箇所		
					修正前	修正後	
12	1	1 策定の趣旨 9行目	人権が守られていると「思う」人は前回の調査よりも増えているかもしれないが、それが正しい認識につながっているのか。もうすこし「人権問題に関する県民意識調査」の結果を踏まえた内容を掲載する方が良いのではないか。	全ての重要課題について、県民意識調査の結果を踏まえて施策の方向性を定めていますが、併せて本計画を掲載するホームページから県民意識調査の結果を確認できるようにする予定です。	無		
13	10	(3) 高齢者 ア現状と課題 19行目	高齢者が自立し地域で継続して日常生活を行いたい人が多いとしているが、老人ホームや介護施設等を経済的な理由から、最初から検討できない人が多いという状況はないか。単に地域で継続して住みたいのか、県民意識調査に、基礎年金レベルでも十分払える範囲での高齢者施設があれば入りたいという項目が必要ではないか。	令和4（2022）年度に実施した「人権問題に関する県民意識調査」における「高齢者の人権を守るための行政への要望」については、御指摘の項目の他に高齢者の人権を守るための行政の取組をまちづくりや生きがいづくりの支援といった大きなテーマで分類し、伺ったものです。 御指摘のような項目の調査結果はありませんが、介護高齢課が令和4年度に行った「介護保険制度等に関する県民意識調査」において、身近に介護保険を利用した方がいる65歳以上の方を対象に、介護が必要になった場合の希望について伺っております。自宅で家族中心に介護を受けたい方が7%、自宅で家族の介護と訪問介護や通所介護などの在宅サービスを組み合わせて介護を受けたい方が38.9%、特別養護老人ホームや有料老人ホームなどの施設で介護を受けたい方が31.4%、医療機関に入院して介護を受けたい方が12%といった結果でした。県ホームページに調査結果を掲載しております。 <a href="https://www.pref.gunma.jp/page/208313.html">https://www.pref.gunma.jp/page/208313.html</a>	無		
14	18	(5) 同和問題	これまでの「同和」問題に関わる法律は、「同和」という言葉を使用してきたが、現状ある法律は「部落」差別解消推進法である。今後「同和問題」と表現していくのか検討していただきたい。	御意見を踏まえ、今後検討して参ります。	無		
15							
16	18	(5) 同和問題	そもそもなぜ同和という差別がおこなわれたのか、なかなか知らないのではないか。まずある同和などの差別の根本的な事を理解するのは難しいのか。	同和問題については、県民一人一人が歴史的経緯を正しく理解し、基本的人権に関わる問題として捉えることが大切です。今後も同和問題に対する正しい理解が広がるよう、教育や啓発活動を行って参ります。	無		
17	19	(5) 同和問題 ア現状と課題	示現舎の問題、歴史認識の問題を取り入れてもらいたい。 部落問題を知っている人が減少すれば、結婚についての認識が10年前と一緒でも理解する人は増えるのではないか。 同和教育を続けてきたのにもかかわらず、同和問題を知っている人が減ってきたことが大問題であると明記していただきたい。	「人権問題に関する県民意識調査」で、同和問題に関する認知度が低下していることを課題として捉え、啓発活動や人権教育に継続して取り組んでいく必要性を明記しています。	無		
18							

番号	ページ	提出された意見の概要（要旨）	意見に対する考え方	修正した箇所の有無	意見の採択により修正した箇所	
					修正前	修正後
19	19	(5) 同和問題 イ 施策の方向性(ウ)  この充実指針については、内容を見直し（というより訂正）してから、施策を進めてほしい。つまり、「これまでの取組を踏まえ、以下の施策を引き続き進めていきます。」では困る。 理由・今の教科書で扱っている内容に合わないから ①「群馬県人権教育充実指針」の第Ⅱ章(5)同和問題の取組例の留意点に、「群馬県同和教育の基本方針」に基づき取り組むことが大切であるとしているが、この同和教育の基本方針は昭和47年3月(52年前)に県教育委員会で決定されたもので、この方針の解説に「部落差別は、近代封建制度確立の過程において、時の為政者によって作り出された身分階層構造に基づくものである。」と書かれている。 ②「群馬県人権教育充実指針」において、人権教育の指導内容を3つから構成したが、その中の「直接的指導」の充実を図ることを目的に、平成24年3月に作成した「人権教育推進資料」がある。この中の、「5 同和問題の指導上の留意点」では、「被差別部落が置かれた意図を明確に押さえ、部落差別は政治的につくられた差別であることを理解させるようにする。」とある。 この①・②は、現在、というよりも、20年ほど前の教科書の記述とも合わない。	同和問題をはじめとする人権問題に関する正しい理解と認識のもと、各学校での人権教育を進められるよう、引き続き県教育委員会作成の資料について内容の確認を進めて参ります。	無		
20	21	(6) 外国籍の人たち  外国籍の人たちの就労の問題がある。公務員などについて憲法が保障している職業選択の自由がない。昨年の知事の答弁をしっかりと受け止めた内容にしてほしい。 アパートを借りる際など外国人（アジア系・南米系）を排除する契約をしている人がまだ多いことなどの啓発を取り入れてほしい。	御意見を踏まえ、引き続き関係機関と連携のもと、多文化共生・共創社会実現の機運醸成に向けて、啓発を行って参ります。	無		
21	28	(9) 犯罪被害者等  犯罪被害者の当事者、とくに痴漢や盗撮などは、恥ずかしさから相談できない、泣き寝入りをしている人も多く、相談に行った先で心無いことを言われる事例も実際に聞いている。弁護士やカウンセラーに対する啓発をもっと行ってほしい。	犯罪被害者支援に携わる方を対象に研修や啓発等を実施しています。御意見を踏まえ、内容の充実を検討して参ります。	無		
22	30	(10) インターネット  ・法律として取り締まられていない現状があり、法律の不備があるから、自死を選ばざるを得ない人がいる。県がインターネットの条例を作ったが、不十分。被害者に寄り添って削除されるまで一緒に行政が取り組むことが必要。 ・規制救済条例と国に対しての法律の作成を求めていくことを追加してほしい。	・条例の制定に先立ち、相談窓口を設置し、誹謗中傷にあたる書き込みの削除方法を助言するなど、被害者に寄り添った対応を行っています。 ・また、国への要望や条例制定の必要性については、今後検討して参ります。	無		
23						

番号	ページ	提出された意見の概要（要旨）	意見に対する考え方	修正した箇所の有無	意見の採択により修正した箇所	
					修正前	修正後
24	37	(13) 北朝鮮による拉致被害者 北朝鮮における拉致は問題であるが、日本に帰化・在日の人々は他の外国の方と同じよう税金など納めている。 国内に居住している、北朝鮮の子供たちの学校への補助金カットなどは差別にあたらないのか疑問である。	いただいた御意見については、私立学校担当課にお伝えします。	無		
25	38	(14) その他の人権問題 国際連合広報センターによると、ヘイトスピーチは「人の内的属性（人種、宗教、ジェンダーなど）に基づいて、ある集団や個人を標的とし、社会の平和をも脅かす可能性のある攻撃的言説を指す言葉」とされています。 群馬県内でも、表現の自由を曲解してヘイトスピーチを続けている団体があり、部落問題なども、個人に対してではなく、被差別部落というくくりでヘイトが行われているため、そのようなことについても触れていただきたい。	同和問題における施策の方向性（カ）において、誹謗中傷を想定し「差別を助長するような情報の流布等の差別事案が発生した際」の対応について記載しております。	無		
26	38	(14) その他の人権問題 ・犯罪加害者の家族の人権はどこに属するのか。犯罪加害者の家族はどこにも窓口がない現状だと認識している。 ・国際連合広報センターによると、ヘイトスピーチは「人の内的属性（人種、宗教、ジェンダーなど）に基づいて、ある集団や個人を標的とし、社会の平和をも脅かす可能性のある攻撃的言説」を指す言葉とされています。 群馬県内でも、表現の自由を曲解してヘイトスピーチを続けている団体があり、部落問題なども、個人に対してではなく、被差別部落というくくりでヘイトが行われているため、そのようなことについても触れていただきたい。	・犯罪加害者の家族の人権については、被害者の心情等に配慮しながら検討する必要があると考えています。 ・同和問題における施策の方向性（カ）において、誹謗中傷を想定し「差別を助長するような情報の流布等の差別事案が発生した際」の対応について記載しております。	無		
27	39	2あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 (1) 家庭 家庭教育は全ての教育の出発点であることの徹底を図るべき。	「ぐんまの家庭教育応援条例」に家庭教育は全ての教育の出発点であることを記載しており、周知・啓発や家庭教育の支援に取り組んでいます。	無		
28	42	2あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 (3) 学校等 イ 施策の方向性（ア） 人権教育充実指針の同和問題の取組例の留意点に、昭和47年3月の「群馬県同和教育の基本方針」に基づき取り組むことが大切であるとしている。この方針には、「部落差別は、近代封建制度確立の過程において、時の為政者によって作り出された身分階層構造に基づくものである。」と書かれており、現在小中学校で使っている教科書の内容と違った記述である。 人権教育充実指針を一部訂正するか、基本計画の「人権教育充実指針に基づいた」を削除すべきだと思う。	同和問題をはじめとする人権問題に関する正しい理解と認識のもと、各学校での人権教育を進められるよう、引き続き県教育委員会作成の資料について内容の確認を進めて参ります。	無		

番号	ページ	提出された意見の概要（要旨）		意見に対する考え方	修正した箇所の有無	意見の採択により修正した箇所	
						修正前	修正後
29	44	3 人権に関係の深い職業に従事する人々に対する人権教育・啓発	議員という項目が必要	群馬県議会基本条例第6条において「議員は、県民の代表として、重い使命及び高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、品位の保持及び政治倫理の向上に努めなければならない。」と定められており、当然に人権に配慮した活動を行うものと考えます。	無		
30							
31	46	(4) マスメディア関係者	「差別を助長する可能性のある用語への配慮等」について、マンガやアニメ、ゲームなどのエンターテインメント表現については「人権教育・啓発が自主的に取り組まれるよう促す対象を限定的にするべきである。	計画の該当部分は、報道を念頭に置き記載したものであり、マンガやアニメ、ゲームなどにおける表現の規制を意図したものではありません。	無		